

保護者様

大阪市立瓜破西小学校
事務室

就学援助申請はお済みですか？

就学援助の申請は 6月末が期限です。手続きがまだの方は、2月にお配りしました「令和2年度（2020年度）就学援助制度のお知らせ」をご覧のうえ、お手続きください。

※就学援助は自動的に継続されません。昨年度認定されていた方でも申請が必要です。

※既に申請書を提出いただいている方は、再度提出する必要はありません。このプリントは、これから申請をお考えの方に向けたプリントです。

一般申請2 添付書類審査による申請の締切：6月30日（火）

- ◆5月15日締切りの 一般申請1「税情報同意による申請」で提出できなかった方は、今回の添付書類審査で申請してください。
- ◆申請の際は、保護者の方がハンコと申請書等を持って事務室までお越しください。その場で書類を確認し、受領書をお渡しします。
- ◆生活保護世帯の方について、生活保護が停止・廃止された場合に備え、申請書を提出してください。また、6年生は修学旅行費の受給にあたり申請が必要となっております。

その他わからないことなどがありましたら、事務室までお問い合わせください。

〒547-0025

大阪市平野区瓜破西 2-1-43 大阪市立瓜破西小学校

TEL：06-6704-0200

裏面もご覧ください

令和2年度 就学援助制度の特例的取り扱いについて

【1】申請理由 ⑦生活福祉資金の貸付決定による申請について

大阪府社会福祉協議会より、新型コロナウイルス感染症特例による貸付が、収入が減少・失業した方のおられる世帯について行われています。この状況を踏まえ、就学援助制度の取り扱いが一部変更されています。本来は4月1日の時点で貸付決定を受けている場合に、4月1日付けで就学援助の認定を受けることができますが、「緊急小口資金」か「総合支援資金（生活支援金）」のどちらか（いずれも、新型コロナウイルス感染症特例）の貸付決定を受けた方について、貸付決定日や返済状況に関係なく、4月1日から就学援助の認定を受けることができます。ただし、申請書は6月30日（火）までに学校へ提出していただきますようお願いいたします。（詳しくは5月にお配りしました教育委員会からのお知らせをご覧ください。）

【2】学校徴収金（児童費）の徴収猶予について

5月29日 大阪市長より、就学援助一般1・2で申請した世帯の学校徴収金について、認定結果が出る月まで徴収を猶予するとの発表がありました（本校では7月分のみ猶予。）

※一般1・2申請の審査の結果、否認定となった方については、猶予されていた児童費は9月にまとめて納入していただくことになります。

※猶予されるのは児童費のみで、積立金とPTA会費は徴収されます。

※**早期1・2**の認定を受けた方は、すでに児童費の徴収を外し、徴収されません。